

最低保証料金のご案内

「農事用電力」の最低保証料金についてご案内いたします。

農事用電力は、契約使用期間を設定できる契約メニューであり、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けておりません。

しかし、契約使用期間以外の期間についても電気供給設備の維持管理が必要となることから、1年（注1）で最低申し受ける料金（「最低保証料金」）を設定しています。

当年度の契約使用期間の以前に契約を廃止された場合（注2）は、契約廃止日までの「最低保証料金」を申し受けますのでご了承ください。

（注1）1年とは、1月の検針日から翌年1月の検針日の前日までをいいます。

（注2）当年度の契約使用期間の中途に契約を廃止された場合でも、契約廃止日までの「最低保証料金」を申し受ける場合があります。

【農事用電力の最低保証料金】

契約種別	最低保証料金
農事用電力A	契約電力 × 基本料金 × 2ヶ月分 ± 力率割増（割引）額
農事用電力B （契約電力5kW以下） （※）	契約電力毎の最初の30日までの料金
農事用電力B （契約電力6kW以上）	契約電力 × 低圧電力の基本料金の10%増 × 2ヶ月分 ± 力率割増（割引）額

（※）別途、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

【当年度の契約使用期間の以前に契約を廃止された場合の計算例（下図参照）】

（2024年4月1日実施料金単価での計算例）

○ 当年度の契約使用期間の以前に契約を廃止された場合の「最低保証料金」は、契約廃止日までの日数と年間日数によって日割計算を行います。

- ・ 契約種別：農事用電力B（契約電力5kW以下）
- ・ 契約電力：1kW
- ・ 最低保証料金：5,429.99円
- ・ 契約使用期間：11/1～11/30
- ・ 1月の検針日：1/4
- ・ 契約廃止お申出日：4/1



・ 申し受ける最低保証料金（日割）=5,429.99円×87日/365日=1,294円

※上記に加えて、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※うるう年の場合は、366日あたりの金額で日割計算いたします。